- 1.件名:玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に関連して実施する土木工事に関する面談について
- 2. 日時: 令和元年10月11日 13:30~14:30

3.場所:原子力規制庁 2階会議室

4.出席者

原子力規制庁 担当者 2名 九州電力株式会社 担当者 6名

5.要旨

(1)九州電力より、特定重大事故等対処施設に関連して実施する土木工事について、9 月18日の面談における指摘事項について説明を受けた。

あらかじめ評価により確認された技術基準適合に関連する条件等について、工事実施段階において本社・発電所間でどのように伝達し管理しているのかについて説明すること(社内ルール及び具体的にどのような情報が伝達・確認されているのか等)。

- 〇工事の実施にあたっては、本店が設置許可申請書の設計方針等との整合性を解析等 で確認。
- 〇その上で工事の計画や図面を策定するが、当該計画等については、現場発電所側の 土木建築部門と本店により共同でレビューを行う仕組み。
- ○発電所側には、本店での許認可経験者も配置している(人事ローテーションも考慮)。
- ○工事中に協議事項が発生すれば、その都度本店側と発電所側で対応策を検討し、安全上影響のないことを確認した上で工事を進めている。
- ○工事中は、本店職員も定期的に現場を確認している。

発電所の調達管理担当者の力量についても説明すること。

- ○発注に際しては、教育訓練要領に基づき必要な力量は確保されている。また本店との人事ローテーションも考慮。
- (2)原子力規制庁より、今回説明のあった社内規定や運用等については、現場検査で確認する旨伝え、九州電力から了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料

資料1:玄海原子力発電所 特定重大事故等対処施設準備工事の管理について